

望月よしひさ

県政報告

第8号

2023年9月

<http://motiduki.info/>

ふるさと
故郷の安全と子ども達の未来のために!



**いじめの早期解決策
どうして提言しました。**



質問

大阪府寝屋川市では、いじめ事案に対し、行政が初期段階から積極的に関わり、早期解決を図る「寝屋川モデル」を実施し、成果をあげている。「寝屋川モデル」とは、市長部局である危機管理部に監察課を設け、いじめの通報があった場合には即座に対応し、まずはいじめ解決を優先する取り組み。認知したいじめ全件について、1カ月以内にいじめ行為を停止させ、全件でいじめの終結を確認しているとのこと。

一般的に学校現場や教育委員会においては、教育的指導を大切にするあまり、いじめ解決より児童生徒への教育的指導を優先してしまい、教育的正しさを追求すればするほど、いじめ問題の深刻化に陥る可能性から「教育的アプローチの限界」という仮説に立った新たなアプローチを行っている。教育的指導は維持しつつも、県

教育委員会内に迅速かつ積極的に問題解決を図る部署を別置し、教育的アプローチと併用する方策は考えられないか、教育長に伺う。

答弁(教育長)

県内の各学校では、いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査の実施や、相談窓口の周知、「SOS」の出し方に関する教育」等、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい環境づくりに努めている。また、学校がいじめを認知した場合には、学校いじめ対策組織が、校長のリーダーシップのもと、生徒指導主事などを中心とし、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察等の関係機関と協働して対応しているところ。

議員紹介の「寝屋川モデル」については、迅速に「いじめ」を終結させることを目的として、市長部局が学校での全ての「いじめ」事案に対して初期段階から関わる、

新たな行政的手法と認識している。県教育委員会としては、「寝屋川モデル」について、当該市から状況を聞くなどし、そのメリットやデメリット等を確認しながら、いじめに対して適切に対応するための仕組みについて、研究していきたいと考えている。

質問

県子ども支援センターにおいては、いじめ、体罰等の人権侵害から子どもを救済するための調査・調整活動を行っているが、こども若者局のコーディネートにより市町村や市町村教育委員会も巻き込みながら「寝屋川モデル」のような行政が積極的に関わる取り組みを全県に広げ、いじめ被害者等の早期救済につなげるべきと考えられているか。

答弁(知事)

いじめによる深刻な被害を受けている子どもたちをしっかりと守らなければいけないということとは、全ての皆さんの共通の思いだと考える。昨日も子ども支援センター、子ども支援委員会の議論があったが、長野県においては、支援センター、支援委員会、こうした仕組みを作って、被害者からの訴えも伺う中で、いじめ等の人権侵害に対応して行く体制を整え、他の都道府県以上に、これまで踏み込んだ対応をしてきていると考える。

議員指摘の「寝屋川モデル」、私も必ずしも詳細を承知していませんが、資料を見る限りでは、当該市町村の中で、首長部局が介入して、早期の対応をしていくという形を取っていると思う。このことについては、それぞれの自治体と

して、しっかり考えるべき点だと思ふ。

ただ、県と市町村の関係性を踏まえたときに、このモデル、直接的にはなかなか使いがらうのではないかと、率直に感じている。ただ、アプローチの仕方として、当事者間だけの対応を長期化させることではないのかといったような、私も考えるべき点があるのではないかと

特に小学校、中学校は設置主体が市町村、市町村教育委員会という形になっているので、私県知事としての立場と、それから県の教育委員会、更には市町村、市町村教育委員会、それぞれの役割と権限がある中で、どういう形で取り組むのが最善なのかということについては、今後ともしっかり考えなければいけない課題だと思ふ。

子どもたちにとって、最善の対応をどうすればいいのか。この寝屋川モデルのみならず、全国のいろいろな取り組みも参考にしながら、引き続き、検討していきたい。

この他にも、不登校児童生徒に対する学びの支援、夜間中学校の設置、小学校専科教員や教員業務支援員の配置、緊急治水対策プロジェクトの進捗状況、流域治水の取り組み状況について質問し、それぞれ答弁を得ました。



編集後記

4月の県議選において2期目の当選を果たさせていただきました。1年目の常任委員会は農政林務委員会に所属すると共に、議会運営委員会の副委員長を拝命しました。会派は、「改革信州」という会派を新たに結成し、広報企画委員長を仰せつかりました。(詳しくは裏面をご覧ください。)

県議1期4年、長野市議3期12年の経験を活かし、安全で安心して暮らしていける地域社会を創るべく、これからも、県民の代弁者として皆さまのご意見・ご要望を県政・市政・国政へとつなげてまいります。今後とも、ご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願いたします。

望月義寿事務所

〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田909

- TEL・FAX 026-285-0133
- E-mail motiduki@mti.biglobe.ne.jp
- <http://motiduki.info/>

